131	351,500	378,900				
132	351,900	379,400				
133	352,300	379,700				
134	352,700	380,200				
135	353,200	380,600				
136	353,600	381,000				
137	354,000	381,300				
138	354,400	381,800				
139	354,800	382,300				
140	355,200	382,800				
141	355,400	383,100				
142	355,900					
143	356,300					
144	356,600					
145	356,900					
146	357,300					
147	357,800					
148	358,300					
149	358,600					
150	359,100					
151	359,600					
152	360,100					
153	360,400					
再任用職員	252,000	257,000	283,900	308,600	326,300	353,000

備考　この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条　国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第四項及び第七条の二第一項中「、第五条及び」を「及び第四項、第五条並びに」に改める。

第七条の三第二項中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

第七条の四第二項第一号イ中「、六月に支給する場合においては百分の七十五（特定管理職員にあつては、百分の九十五）、十二月に支給する場合においては百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」を「百分の八十（特定管理職員にあつては、百分の百）」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合においては百分の八十五、十二月に支給する場合においては百分の九十」を「百分の八十七・五」に改め、同項第二号イ中「、六月に支給する場合においては百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」を「百分の三十七・五（特定管理職員にあつては、百分の四十七・五）」に改める。

附則第七項中「、六月に支給する場合においては百分の一・一二五（特定管理職員にあつては、百分の一・四二五）、十二月に支給する場合においては百分の一・二七五（特定管理職員にあつては、百分の一・五七五）」を「百分の一・二（特定管理職員にあつては、百分の一・五）」に、「、六月に支給する場合においては百分の七十五（特定管理職員にあつては、百分の九十五）、十二月に支給する場合においては百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」を「百分の八十（特定管理職員にあつては、百分の百）」に改める。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第三条　国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「試験研究に関する業務に従事する国会職員で両議院の議長が協議して定めるもの」を「国会職員（両議院の議長が協議して定める国会職員及び次条の規定の適用を受ける国会職員を除く。以下この条において同じ。）」に、「能率の向上に資する」を「運営に支障がない」に改め、「四週間」の下に「を超えない範囲内で週を単位として両議院の議長が協議して定める期間（次項において「単位期間」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　本属長は、次に掲げる国会職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、国会職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該国会職員の週休日を設け、及び当該国会職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところにより、国会職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該国会職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該国会職員の勤務時間を割り振ることができる。

一　子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他両議院の議長が協議して定める者をいう。第十六条第一項において同じ。）の介護をする国会職員であつて、両議院の議長が協議して定めるもの

二　前号に掲げる国会職員の状況に類する状況にある国会職員として両議院の議長が協議して定めるもの

第六条中「第四条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

第七条及び第八条中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

第十六条第一項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他両議院の議長が協議して定める者」を「配偶者等」に改める。

（特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

第四条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。